

府中市「飼い主のいない猫」対策 ガイドライン

～ 不幸な猫を減らすためにできること～

第1版

府中市生活環境部環境政策課

～ 目 次 ～

背景など	まえがき	P 1
	1 「飼い主のいない猫」に関するお悩みは人それぞれ・・・	P 3
	2 考え方・姿勢・策定の目的	P 5
	3 定義	P 7
対策	4 対策の流れ	P 9
	5 地域猫活動	
	(1) 「地域猫」とは？	P 10
	(2) 地域猫活動の連携	P 11
	(3) 活動主体	P 12
	(4) 取組み内容の一例	P 13
	(5) その他	P 17
知ってほしいこと	6 「飼い主のいない猫」を増やさないために必要なこと	
	(1) 猫の飼い主に求められること	P 18
	(2) 市民等に求められること	P 21
	7 猫の本能・習性	P 22
	巻末資料	P 23

改定履歴

日付	内容
平成29年2月8日	第1版策定

まえがき

地域に野良猫が増えて困っていませんか？

これまで、野良猫（行政では「飼い主のいない猫」といいます。）については、ふん尿やごみ漁り等の被害があっても対策がありませんでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では不満を持っていく場がなく、結局、被害の原因である猫を憎むようになってしまい、エサを与えている人との感情的な問題や、猫を傷つける事件が起きることにもなります。

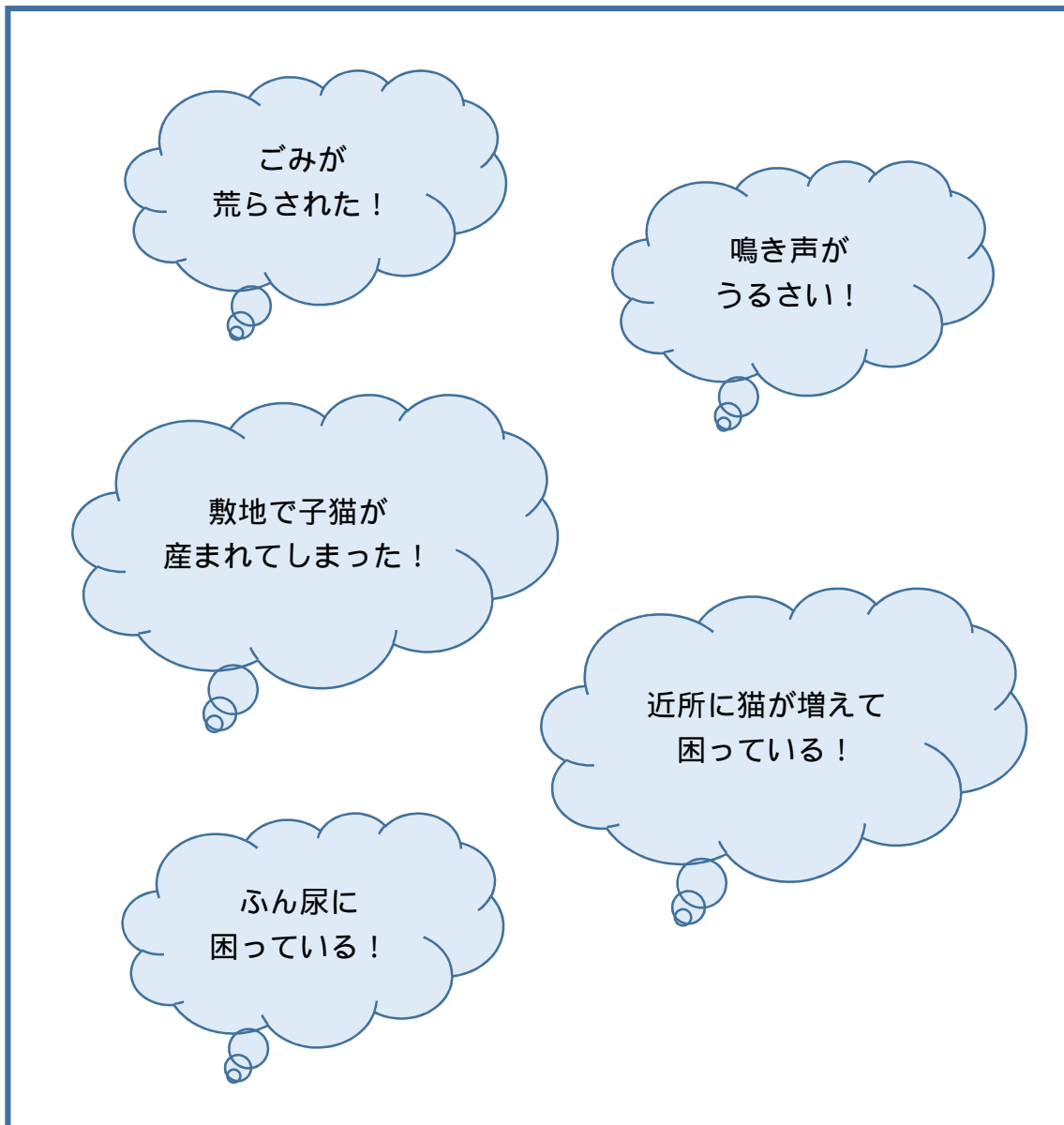
もともと「飼い主のいない猫」の問題は、去勢・不妊手術をしないまま外に出された飼い猫、飼育を放棄された飼い猫などが一因となっています。そのため問題の解決・改善には、なにより猫の飼い主の方が責任ある飼い方をすることが必要であり、そうすれば、不幸な猫の増加を抑えることができるはずです。

このような背景を踏まえ、今いる「飼い主のいない猫」への対応についてその方向性を整理すること、また、飼い猫の適正な飼育環境の普及を目的に、府中市は『府中市「飼い主のいない猫」対策ガイドライン』（以下「ガイドライン」といいます。）を策定しました。

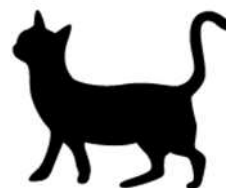
もちろん、問題の解決・改善に必要な策は地域の実情により異なるかと思いますが、ガイドライン以外の策についても排除するものではありません。ガイドラインは、あくまで、地域で改善策を検討する際の「道しるべ」として活用いただければ幸いです。

猫の問題に対しては、地域が一丸となり、市と市民等が協働で取り組んでいくことが解決・改善のためには重要です。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いたします。

【イメージ図】猫の問題とは？猫に関する苦情・相談で多いもの



こうした生活環境の悪化が地域で問題になっています。



1 「飼い主のいない猫」に関するお悩みは人それぞれ・・・

(1) 猫を迷惑に思っている方へ・・・

庭にふん尿をされた、飼育している動物を傷つけられた、鳴き声がうるさい等、猫を迷惑に思う理由は人それぞれだと思います。飼い猫であれば、その飼い主に適正な管理をお願いすることができますが、地域にいる「飼い主のいない猫」が原因となっている場合はそうもいきません。

「飼い主のいない猫」については、目の前の猫を排除しても、増える原因を解決・改善しない限りは、時間が経てば元の状態に戻ってしまいます。そもそも排除については、「動物の愛護及び管理に関する法律」等の定めにより、一部の方の意向に沿った強制的な対応は、多くの場合は困難です。そのため、地域住民、市民団体、自治会など地域、市が協働で、地域をあげて問題解決・改善に取り組まなければなりません。

こういった取り組みは、一朝一夕で進むものではありません。ガイドラインをご覧いただき、府中市の取り組みにご理解のうえ、今後の問題解決・改善に向けて継続的なご協力をお願いします。

(2) 不幸な猫に心を痛めている方へ・・・

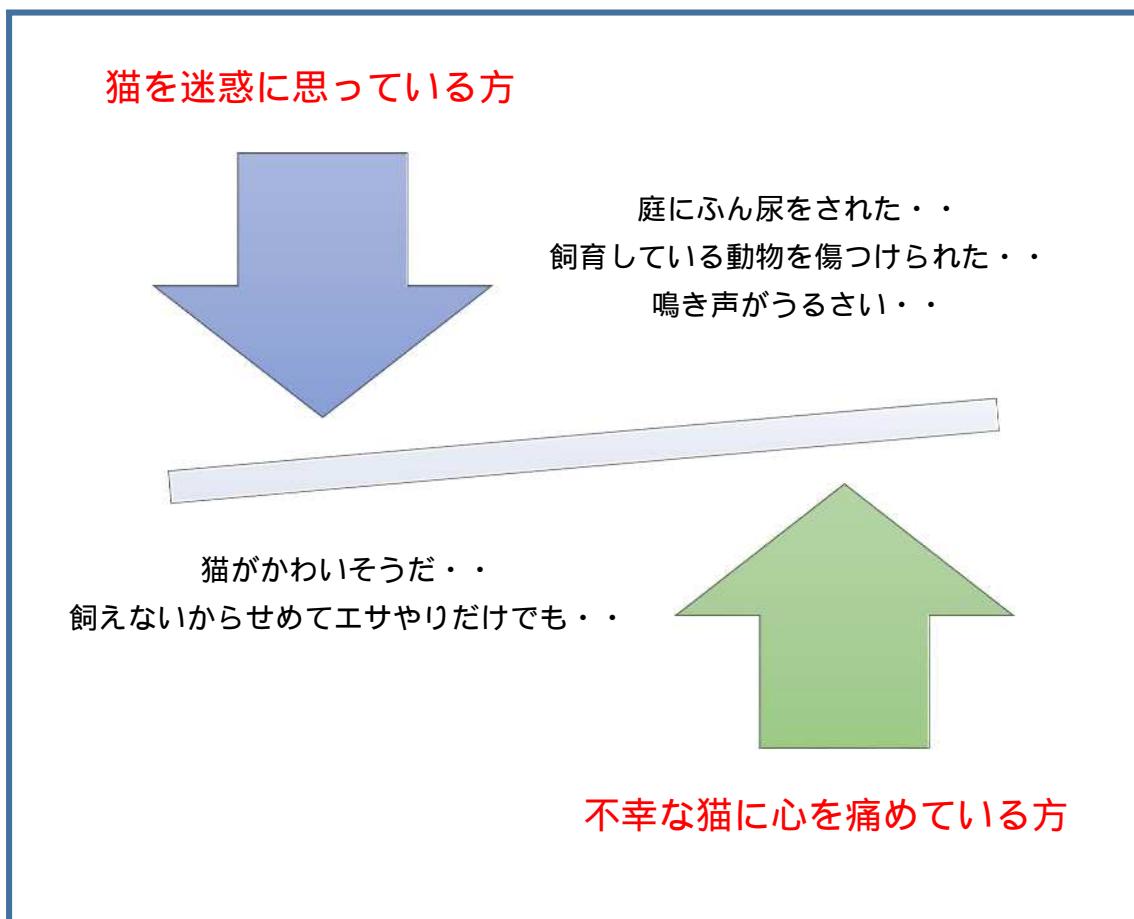
目の前にいる「飼い主のいない猫」への無責任なエサやり行為は、必ずしも不幸な猫を救うことにはつながりません。エサを与え続けることで、猫がその場に居つき、排泄し、地域から迷惑者扱いとなってしまう、その猫がさらに不幸な境遇に陥ってしまう恐れがあります。

また、無責任なエサやりは、「飼い主のいない猫」の繁殖を助長することになります。猫が増えることで、地域に猫を迷惑に思う方も増えてしまい、結果として地域問題化してしまいます。

そのためガイドラインは、「飼い主のいない猫」が増えてしまう環境を改善するための、一定のルールを整理するために策定しました。このルールを実践するには、地域住民、市民団体、自治会など地域、市が協働で、地域をあげて問題解決・改善に取り組まなければなりません。

こういった取り組みは、一朝一夕で進むものではありません。ガイドラインをご覧いただき、府中市の取り組みにご理解のうえ、今後の問題解決・改善に向けて継続的なご協力をお願いします。

【イメージ図】「飼い主のいない猫」に関するお悩み



共通する思いは「飼い主のいない猫」を減らしたい。

ガイドラインは、この共通する思いを踏まえ、いずれの方々のお考えも尊重して策定しました。

猫の問題への反応としては、ボランティアで去勢・不妊手術をする方、里親を探す方、同情心からエサを与える方、無関心な方、対策にご理解いただけない方など様々です。

定められていることが解決・改善策の全てではないですが、多くの方とお考え方を共有し、お悩み改善につなげていきたいと考えています。

2 考え方・姿勢・策定の目的

(1) 前提とする考え方・姿勢

猫の問題に取り組む際は、猫を迷惑に思っている方、不幸な猫に心を痛めている方など、様々な立場の方を尊重する必要があります。

府中市は、そういった問題の特性を踏まえたうえで、平成11年3月の東京都動物保護管理審議会答申において示された『「飼い主のいない猫」を不要なものとして排除するのではなく地域の問題として解決していく』という考え方や、『猫の問題を地域の問題として住民が主体的に取り組むものであること』など、東京都作成資料()に示されている姿勢を前提として、問題に取り組んでまいります。

巻末資料『「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック』参照

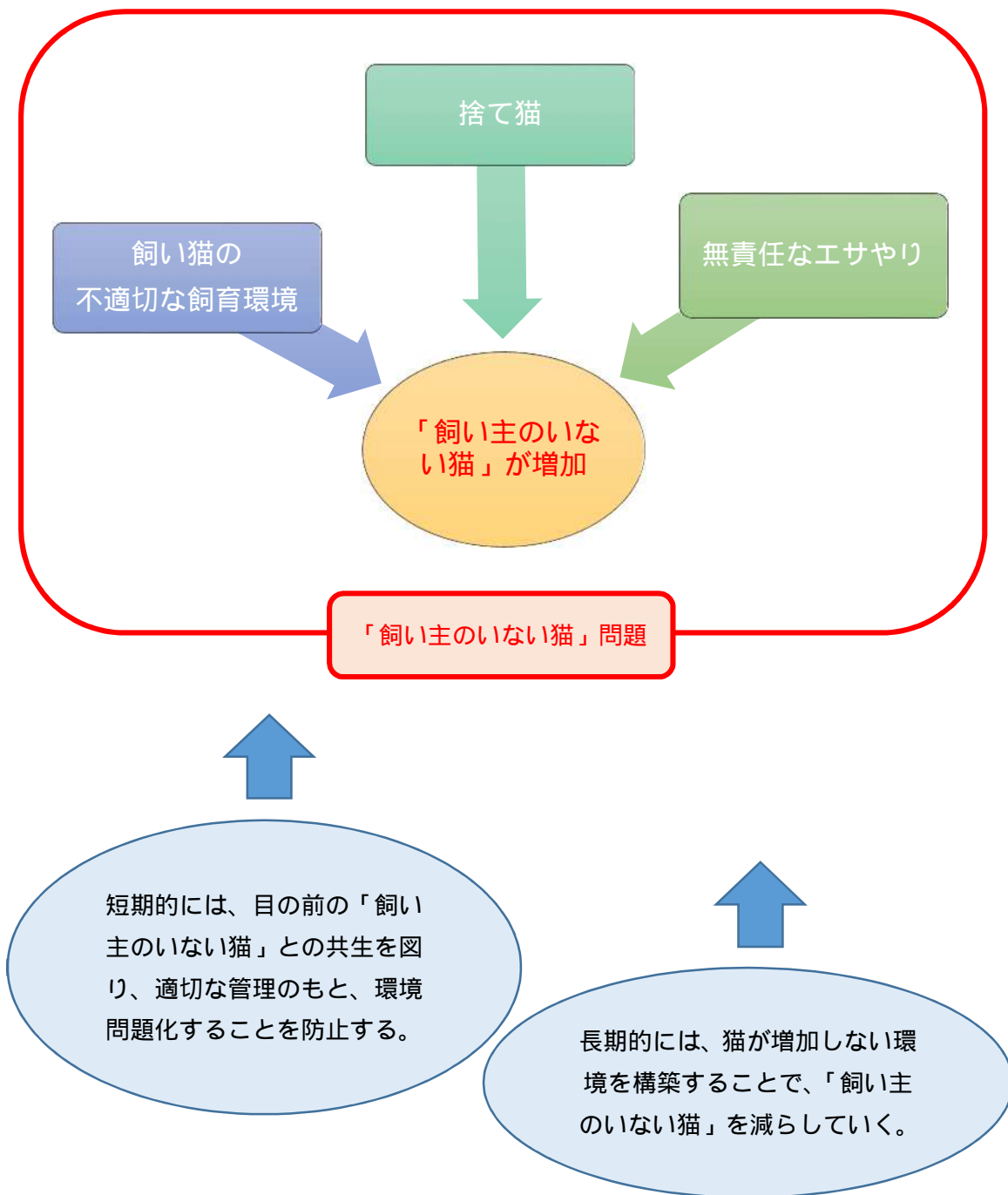
(2) 策定の目的

ガイドラインは、今いる「飼い主のいない猫」への対応についてその考え方を整理すること、また、飼い猫の適正な飼育環境の普及を目的に策定しました。

長期的には「飼い主のいない猫」を減らすため、また、短期的には目の前の「飼い主のいない猫」と共生するため、地域とともに連携・協働する方法を検討しますが、そのための手法として、ガイドラインでは「地域猫活動」を有効なものと考えます。

なお、ガイドラインはあくまで考え方を整理するものですので、個別事案ごとに地域の実情等を優先し、それに応じた解決・改善策を検討していくものとします。あくまで大事なのは地域の方の意思です。

【イメージ図】策定の目的



～ガイドラインで考え方を整理します。～

3 定義 ~ガイドラインで使用する言葉の定義づけをします~

(1) 人間との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

ア 飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主からエサをもらい管理されている猫をいう。

イ 飼い主のいない猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。

ウ 地域猫

特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域に住む人たちに適正に管理されている猫をいう。

(2) 猫の飼育・管理に取り組む主体

ア 市民等

市の区域内に住所を有する者、居住する者、通勤し、又は通学する者、滞在する者及び市の区域内を通過する者をいう。

イ 地域住民

市民等のうち、猫の問題を共有する地域（自治会の区域等）に住む者をいう。

ウ 市民団体（協力ボランティア）

府中市において猫に関する活動を行うボランティアの方の集まりであり、「府中市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の補助に関する要綱」に定めるとおり、市内で飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を受けさせる活動を行う者で構成される団体であって、市に登録されたものをいう。

エ 地域猫活動者

地域猫活動へ主体的に携わる者をいう。



(3) 地域猫活動（詳細は5「地域猫活動」に記載）

地域猫活動とは、【地域住民】、【自治会など地域】、【市民団体】、【府中市】の各主体が連携して実施する、地域に定住する「飼い主のいない猫」を減らす取り組みであり、地域の理解と協力のもと、猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその生を全うするまで、適正に管理していく活動のことをいいます。

ガイドラインにおいては、この地域猫活動を、猫の問題を解決・改善する有効な手法と考えます。期待される効果としては、以下のことが挙げられます。

エサやりのルールを決めることで・・・

エサの散乱が改善され、生活環境の悪化が防げます。

猫用トイレを設置することで・・・

ふん尿の被害が少なくなります。

繁殖を制限することで・・・

猫の出産がなくなり「飼い主のいない猫」が減少します。

発情期の鳴き声、ケンカが少なくなります。

尿の臭いがうすくなります。

その他

苦情が減り、住民トラブルを防ぐことができます。

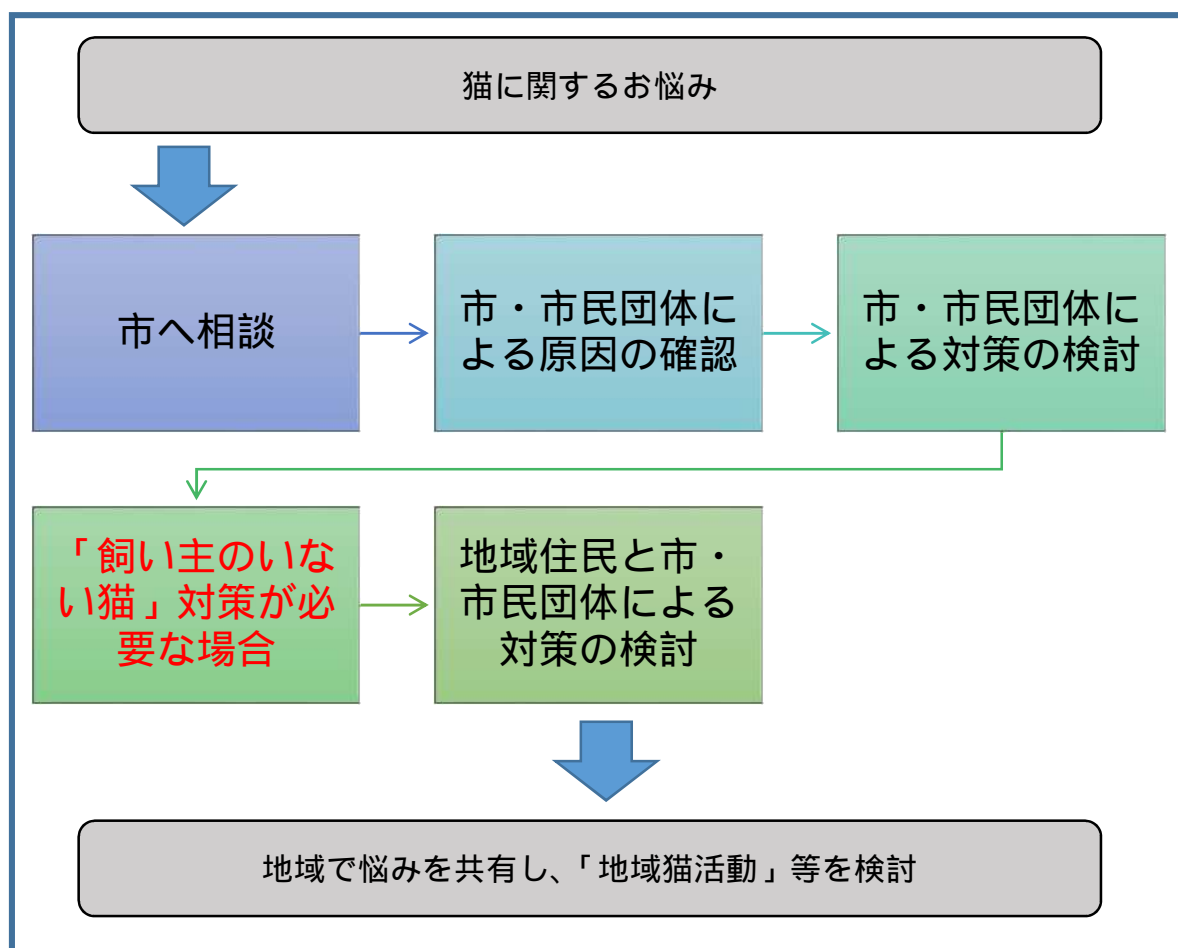
活動をきっかけとして、地域のコミュニケーションが活発になります。

4 対策の流れ

地域猫活動は、猫の問題を解決・改善する有効な手法といえますが、活動を行うためには地域の実情に応じた準備が必要です。

なお、原因の確認や対策を検討した結果、地域猫活動以外で有効な手法があった場合は、その「地域の意思を尊重した対策」を優先します。

【イメージ図】基本的な対策の流れ



現実に存在している「飼い主のいない猫」について、地域に住む人が適正に管理し、共存を図れる方法を検討することが必要である。具体的方法は、地域特性や地域住民の意思に基づいて、住民主導により地域ごとにルールづくりが行われるべきである。

(「猫の適正飼育推進策について(答申)の概要」より。巻末資料参照)

5 地域猫活動

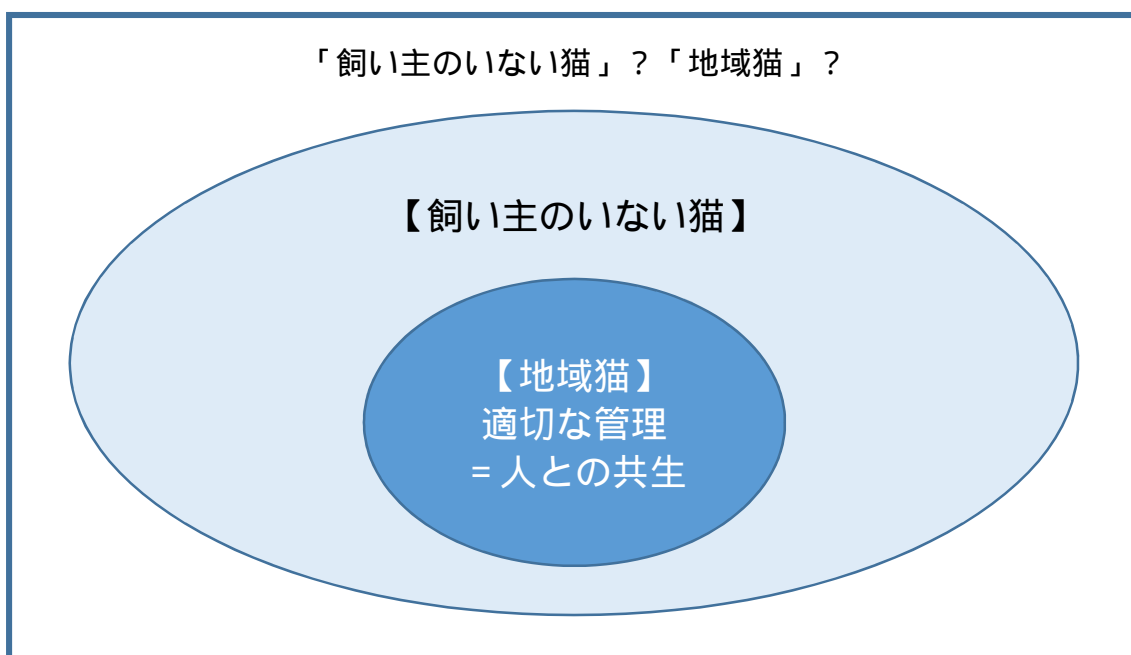
平成11年3月の東京都動物保護管理審議会答申に基づき、猫の適正飼育推進策の一環として東京都が平成13年度から15年度までの3年間実施した「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」が、現在の地域猫活動の基本的なスタイルの確立につながっています。

そのため、府中市においても、この東京都の取組みを基本的な対応と捉え、今後の活動の支援を行ってまいります。

以下、地域猫活動についての基本的な情報、取組み内容の一例をご紹介します。

(1) 「地域猫」とは？

【イメージ図】「地域猫」とは？



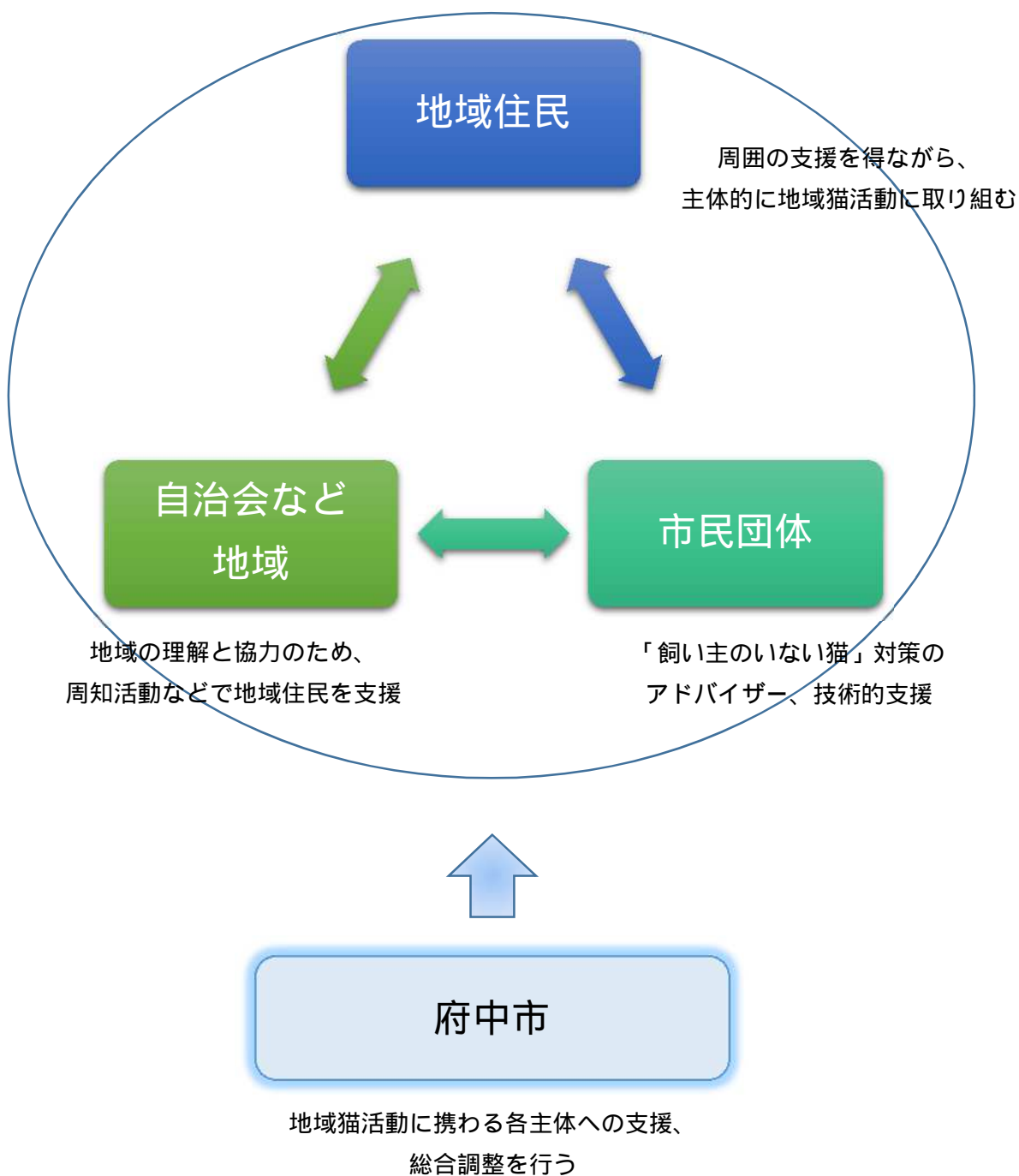
繁殖が抑制され、住環境に被害を及ぼさないよう適切に管理された「飼い主のいない猫」を「地域猫」といいます。適切な管理のもと、人との共生を図ります。

7ページ3 - (1) - ウに記載の定義もご参照ください。

(2) 地域猫活動の連携

地域猫活動は、【地域住民】、【自治会など地域】、【市民団体】、【府中市】の各主体が連携して実施する「飼い主のいない猫」を減らす取り組みです。

【イメージ図】地域猫活動の連携



(3) 活動主体

地域住民

- ・ 猫の問題は地域の問題であるため、地域猫活動者として最も望ましいのは地域住民です。猫の問題を地域全体で話し合う場合、互いに知り合った間柄で、かつ利害関係を有する者どうしの方が、スムーズに話が進みます。(他の地域に住む人が地域猫活動者となることを否定するものではありません。)
- ・ 地域猫活動はできるだけグループで行ってください。なお、グループ内で役割を分担すると円滑な運営が期待できます。

役割例	地域に対する窓口となる人(代表者)	エサの係
	猫の捕獲係(去勢・不妊手術のため)	ふん尿やごみの始末の係
	広報活動(猫の数・手術費の収支等)の係	

自治会など地域

- ・ 地域猫活動者が行う募金活動やバザーへの協力、エサ場の提供など、地域猫活動の支援を行います。
- ・ 地域住民に対する、地域猫活動の理解を広めるための周知も行います。

市民団体

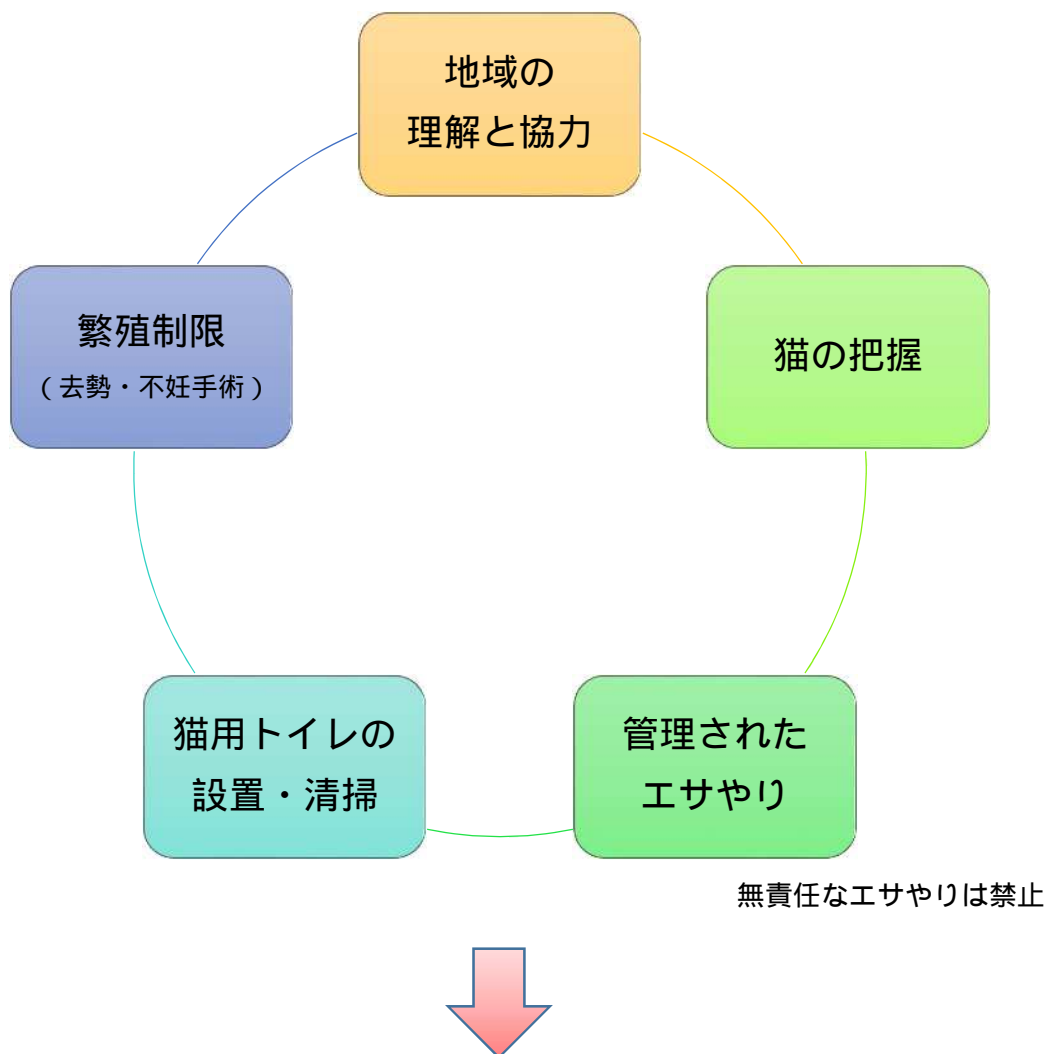
- ・ 経験に基づく猫の取扱い、市と連携した去勢・不妊手術に係る支援等、地域住民のアドバイザーとしての役割を担います。

府中市

- ・ 「府中市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の補助に関する要綱」に基づき、市民団体へ去勢・不妊手術の一部助成を行います。
- ・ 市内動物病院と連携を図り、取組みへの理解・協力を求めます。
- ・ 地域や関係者の理解を得るための連絡調整、市民団体と連携したノウハウの提供、ガイドラインの普及・啓発、苦情対応、適正飼育の指導などを行います。

(4) 取組み内容の一例

【イメージ図】取組み内容の一例



管理された環境を構築することで、
人と「飼い主のいない猫」が共生しつつ、
環境問題としての猫問題を改善します。

取組み内容の一例は、次ページのとおりです。

(前ページから続き) 取組み内容の一例

ア 地域の理解と協力
<ul style="list-style-type: none">・ 地域猫活動者は、必ず、自治会など地域の理解と協力を得ながら活動してください。地域猫活動自体は、「飼い主のいない猫」の問題解決・改善に有効な手法ですが、一方的に行えば、住民同士のトラブルの原因になりかねません。・ 地域で話し合いを行う際は、地域猫活動者だけでなく、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方も含め、多様な意見を聞いてから適切な対応を検討してください。

イ 猫の把握
<ul style="list-style-type: none">・ 地域猫活動をする際は、猫の個体、数を把握しましょう。 写真などの手段で記録をすると把握しやすくなります。 地域全体で猫の個体を把握すると、他の地域から入ってきた猫に早く気づけ、繁殖制限されていない猫への対処が早くなります。 個体の把握により、エサ代や去勢・不妊手術費など、1年間あたり必要となる資金が計算しやすくなります。

ウ 管理されたエサやり 飢えた猫によるごみ漁りを抑制する効果も
<ul style="list-style-type: none">・ エサは与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与え、食べ残しはすぐに片付けてください。また、水も一緒に与えてください。 置きエサ(エサを放置して場を離れる行為)は周辺を汚し、地域の環境悪化につながります。また、必要以上のエサや置きエサは、他の地域から猫が流入する原因となります。 猫は1日1回のエサでも大丈夫な動物です。 地域猫活動者以外にエサを与える人がいる場合は、次の例を参考に掲示をしましょう。 <div data-bbox="288 1592 1331 1787" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>ここに来る猫には、(グループ名など)によって適切な量のエサが与えられています。猫の健康維持のため、また環境悪化を防ぐため、無断でエサをあげたり、置きエサをしたりしないでください。</p></div> <ul style="list-style-type: none">・ エサを与える場所は、猫の数や習性に応じて分散させてください。 1ヶ所に多くの猫が集まってしまうと、猫が苦手な方にとって、そこは近寄れない場所となってしまいます。地域の実情により、必要に応じてエサ場を複数設定しましょう。

(前ページから続き) 取組み内容の一例

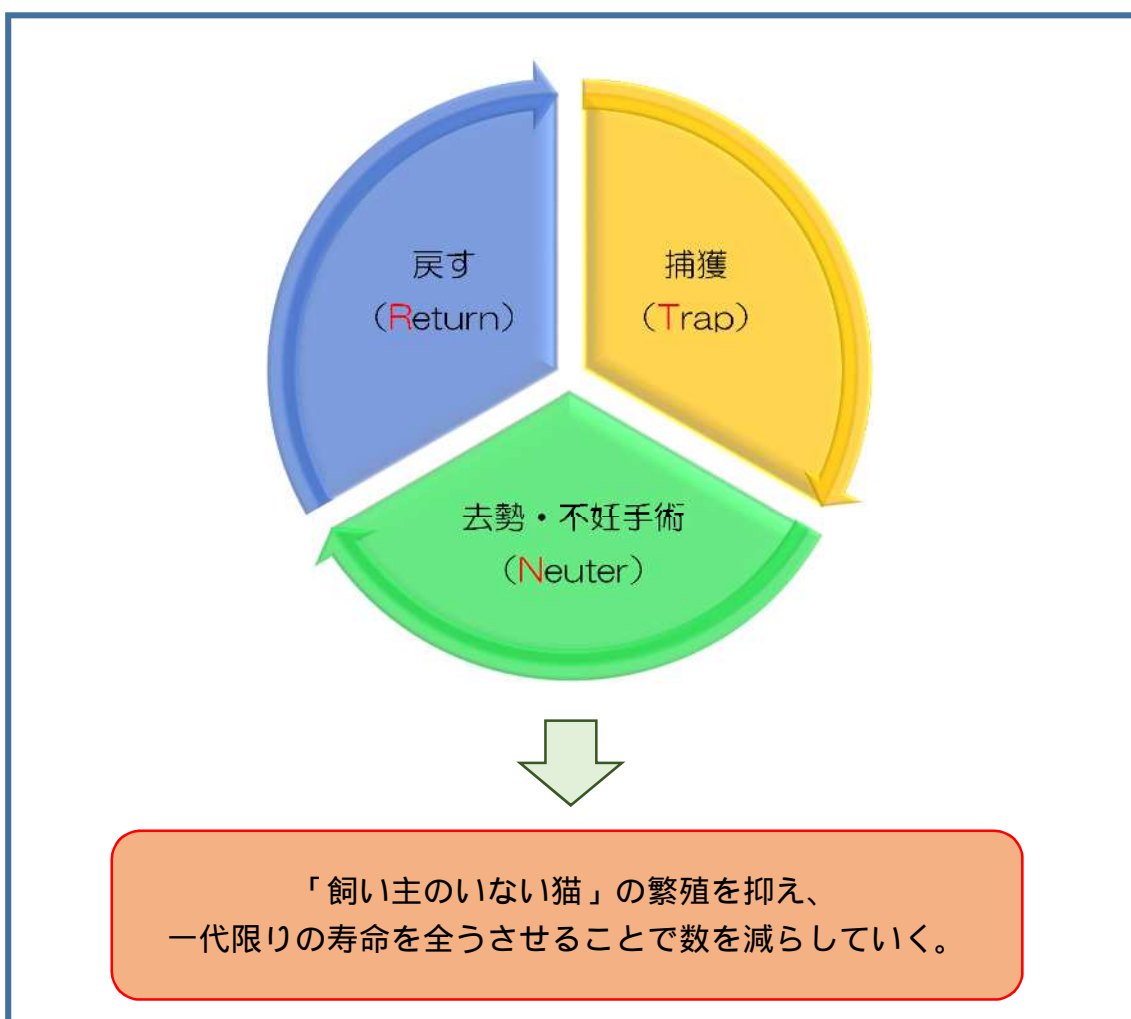
エ 猫用トイレの設置、清掃
<ul style="list-style-type: none">・ エサ場周辺で、地域の理解が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置し、猫がそこで排泄をするようしむけましょう。 砂や土を使用する場合は、少し盛り上げるようにします。 猫が好むトイレの材質(土、砂など)は、猫によって異なります。 ふん尿を排泄されている場所の材質を把握し、猫用トイレに活用しましょう。・ 地域の環境悪化を防ぐため、エサの食べ残しやふんは速やかに始末するよう心がけてください。 ふんについては、猫用トイレ以外に排泄されたものも、エサやりの結果として始末を心がけましょう。 他人の土地に排泄されたふんについても、地域猫活動者に連絡があった場合は、快く始末してください。これにより、周辺住民との良好な関係構築が期待できます。 猫はきれい好きな生き物です。トイレは清潔に保つことを心がけましょう。

オ 繁殖制限
<p>猫の妊娠期間は約2ヶ月(60~68日)で、一度の出産で平均5頭(4~8頭)出産します。そして、約2ヶ月後に子猫が離乳すると次の妊娠が可能になります。その子猫も生後6か月前後で繁殖可能年齢に達するので、<u>繁殖サイクルが非常に速いことが特徴</u>です。</p> <p>環境省は計算上、1匹のメス猫が2年後には80頭以上、3年後には2,000頭以上に増えると試算しています。</p> <p>繁殖を制限するため、必ず去勢・不妊手術を行ってください。(基本的な考え方として「TNR活動」というものがあります。)</p> <p>去勢・不妊手術済みの猫を識別するため、猫の耳先をV字カット又は水平カットする場合があります。これは、一度手術を受けた猫が間違っ て再び捕獲され、体の負担やストレスを受けないようにするための措置です。</p>



【イメージ図】TNR活動

TNR活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、「飼い主のいない猫」の繁殖を抑え、一代限りの寿命を全うさせることで数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、去勢・不妊手術（Neuter）を施して、元のテリトリーに戻す（Return）活動のことです。



(5) その他

活動する際は、自治会など地域に対する窓口となる人（代表者など）を決め、地域住民が地域猫活動者に連絡を取れるようにしてください。

パトロールを実施するなど、地域全体で捨て猫を許さない環境づくりを心がけましょう。

庭や近所の立ち木などが傷つけられてしまう場合は、被害を防ぐために、ジュウタンを裏返しにしたものや爪とぎ板になるものを用意してください。なお置く場所は、被害を受ける場所や猫が集まる場所など、地域の実情に合わせて選びましょう。

猫が死亡した場合は適切に取り扱いましょう。

猫が侵入して困る場所には対策を講じてください（超音波機器、忌避剤の使用など）。



6 「飼い主のいない猫」を増やさないために必要なこと

「飼い主のいない猫」を増やさないために必要なことを整理しました。

【猫の飼い主に求められること】及び【市民等に求められること】についてご確認ください。

(1) 猫の飼い主に求められること

【イメージ図】猫の飼い主に求められること



飼い猫が原因で地域の環境問題化、また、猫の問題の助長につながる場合があります。飼い主の方の取組みが地域問題の改善につながりますので、ご協力よろしく申し上げます。

詳細は次ページのとおりです。

(前ページから続き)猫の飼い主に求められること

ア 法令等を遵守する。
飼い主は法令等(「巻末資料」参照)を必ず守りましょう。
イ 猫を飼う場合は、終生飼養を前提とする。
猫を飼うことは家族が増えることと同じです。生き物ですから、その習性に従って行動し生活します。単にかわいいからというだけで世話をしていける生き物ではありません。猫を飼う人はそのことをよく認識し、終生飼養できることを確認してから飼いましょう。
ウ 繁殖を制限する。
予期せぬ猫の繁殖を防ぐことができるため、飼い主が繁殖を望む場合を除き、去勢・不妊手術をしましょう。なお、市が「府中市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の補助に関する要綱」に基づき市民団体に助成する補助金については、「飼い主のいない猫」のみが対象です。
エ 必ず屋内で飼育する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い猫は、環境を整えれば屋内だけで十分飼育ができます。猫は急な環境の変化を嫌うのであって、小さい頃から屋内で生活していれば、基本的には屋内でストレスを感じることはありません。 人から譲り受けた猫、「飼い主のいない猫」を飼い猫にする場合は、屋内飼育が難しい場合もあります。しかし、飼い主の責務として、地域からも愛される猫であるよう、屋内飼育に向けて努力してください。 ・ 交通事故や失踪、感染症から猫を守るため、また近隣に住む猫が苦手な方への配慮としても、屋内飼育を実践しましょう。
オ 身元を表示する。
飼っている猫が自分のものであることを示す、マイクロチップ、名札(可能な範囲で飼い主の情報を明記する)、脚環などの標識をつけましょう。

(前ページから続き)猫の飼い主に求められること

<p>カ 災害発生時の「同行避難」に日ごろから備える。</p>
<p>災害時、倒壊等により自宅での生活が困難になった場合は、市が開設する避難所や仮設住宅(以下「避難所等」といいます)において、一時的な避難生活を送ります。その際、飼育しているペットについても、原則、避難所等へ飼い主と共に避難し、その避難所等におけるルールに従って生活を送ることになります。</p> <p>このことを「同行避難」といい、飼い主の方は、日ごろからその心構えと準備をしておく必要があります。</p>
<p>【参考】事前の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ペット用の備蓄品の確保 避難ルートの確認 同行避難するための「しつけ」、ペットの健康管理
<p>キ その他</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 猫の習性、本能などを十分理解し、愛情を持って適切に飼育してください。 ・ 猫が苦手な方や猫アレルギーがある方など、地域には、猫を快く思えない方がいることを理解しましょう。 ・ 猫に関する苦情は、近隣トラブルの原因となる場合があります。苦情に対しては、自分の言い分ばかり主張せず、冷静に苦情者との折り合いがつく対処を考えましょう。 ・ 猫が死亡した場合は適切に扱きましょう。猫が死んで、飼い主が処理できないときや、飼い主が不明なときは、市で処理します。飼い主がいる場合は有料(1体4,000円)です。 ・ 多頭飼育は、結果として、猫に適正な飼育を受ける機会を与えることが困難になる場合があります。ご自身の飼育環境に応じ、適切な頭数にご配慮ください。

(2) 市民等に求められること

1 匹の猫の命も尊重する。
猫をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と猫の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適切に取り扱いましょう。
猫に関わる際は、生活環境への影響という視点を大事にする。
猫を快く思わない方がいることも考慮し、猫がかわいい・かわいそうという感情的な関わりではなく、生活環境への影響という視点をもった関わりが重要です。 「飼い主のいない猫」へのエサの与えすぎや食べ残したエサの放置は、まさに「飼い主のいない猫」が増える原因となり、結果的に生活環境の悪化につながります。



7 猫の本能・習性

(1) 繁殖

メスは、生後7～8ヶ月程度で繁殖能力を備えます。年に2～3回妊娠し、1回に4～6匹出産します。妊娠期間約2ヶ月、4～6月、9～11月が繁殖シーズン、母猫は授乳中に子猫と離れると再度発情します。オスは、生後7～8ヶ月程度で、メスの発情に誘われて発情します。

【参考】東京都作成資料(『ネコふえちゃった！？』)より

1匹のメスを避妊しないで養うと・・・

1年後には20匹、2年後には80匹をこえてしまいます！！

(2) 活動時間

活動は早朝や夕暮に活発になります。昼間や夜間は寝ていることが多いようです。

(3) 鳴き声

コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威嚇、警戒など様々な表現を行います。

(4) 爪とぎ

気分がリラックスしたとき、高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られる本能的な習性です。

(5) マーキング

擦り付けや尿スプレーなど、臭いによるコミュニケーション方法です。特に、縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。

(6) トイレ

やわらかい土、砂地を好む傾向があります。ただし、アスファルトの上でもふんをすることがあるようです。

(7) その他

猫はエサとなる小動物の捕獲を含め本来は単独行動を好み、テリトリーを定めてその範囲を巡回します。繊細で急な環境の変化を嫌います。

巻末資料（法令等）

各一部抜粋

1 動物の愛護及び管理に関する法律

- ・ 動物の所有者又は占有者の責務等（第七条）
- ・ 愛護動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則（第四十四条）

2 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

- ・ 動物の愛護及び管理の基本的な考え方（第1）

3 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

- ・ 飼い主の責務（第五条及び第六条）
- ・ 動物飼養の遵守事項（第七条）
- ・ 猫の所有者の遵守事項（第八条）
- ・ 犬又は猫の引取り（第二十一条）

4 猫の適正飼育推進策について（答申）の概要

平成11年3月の東京都動物保護管理審議会答申

5 「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック

- ・ 基本的な考え方

1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
(平成18年環境省告示140号)

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にする心を踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

(動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められている。動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、自分が加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るとともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。

（合意形成）

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、ねこの屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものである。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

3 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成一八年三月九日条例第四号）

（飼い主の責務）

第五条 飼い主（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。）は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

第六条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

（動物飼養の遵守事項）

第七条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 適正にえさ及び水を与えること。

二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。

三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。

四 適正に飼養又は保管をすることができる施設を設けること。

五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。

六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。

七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

八 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

(猫の所有者の遵守事項)

第八条 猫の所有者は、法第三十七条第一項及び第五条第三項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ここでいう「法第三十七条第一項」とは、動物の愛護及び管理に関する法律の以下の条文です。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(犬又は猫の引取り)

第二十一条 知事は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 知事は、前項の規定により犬又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。

3 知事は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又は猫を引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

4 猫の適正飼育推進策について（答申）の概要

平成 11 年 3 月の東京都動物保護管理審議会答申

2 「飼い主のいない猫」への対応

(1) 基本的な考え方

- ・ 「飼い主のいない猫」のほとんどは、人から餌やりを受けているとみられる。屋内飼育の猫に比べ寿命が極めて短いため、飼い猫の適正飼育が普及すれば、次第に減少すると考えられる。このようにして、人に管理されない「飼い主のいない猫」がなくなることが、人と猫が共生する社会の実現にとっては理想的である。
- ・ 現実に存在している「飼い主のいない猫」について、地域に住む人が適正に管理し、共存を図れる方法を検討することが必要である。具体的方法は、地域特性や地域住民の意思に基づいて、住民主導により地域ごとにルールづくりが行われるべきである。

(2) モデルプランの構築

- ・ 「飼い主のいない猫」にかかわる問題については、不妊去勢手術をしないで屋外で子猫を産ませたり、捨てたりする無責任な飼い主が原因である。そのため、適正飼育の徹底が欠かせない。
- ・ 地域の住民による合意やルールづくりが可能な場合には、住民組織、民間団体、区市町村及び東京都が、それぞれ実行可能な役割を果たして、「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術等の実施に取り組むことが必要である。
- ・ 「飼い主のいない猫」への取組を試行的に実施し、その結果をもとに都内の他の地域でも応用可能な仕組みをモデルプランとして構築することが重要である。

5 「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック

平成 18 年 3 月 東京都福祉保健局健康安全室

基本的な考え方

このガイドブックの目的は、「飼い主のいない猫対策」に取り組む地域の合意形成を目指すところにあります。

そのために次のような姿勢に立っています。

- 1 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むものであること
- 2 飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組むものであること
- 3 猫の問題を地域の問題として住民が主体的に取り組むものであること
- 4 地域の飼い主が猫を適正飼育していくことが前提となること
- 5 地域の実情に応じたルールをつくって取り組むものであること
- 6 猫が好きではない人や猫をはじめ動物を飼養していない人の立場を尊重するものであること

地域での活動が、不妊去勢手術をすることだけを目的にしまったり、地域の対立を深めてしまうことのないようにするためには、これらを確認しながら進めていく姿勢が大切であると考えています。

府中市「飼い主のいない猫」対策ガイドライン



府中市「飼い主のいない猫」対策ガイドライン

策 定：府中市 生活環境部 環境政策課 管理係
住 所：〒183-0056 府中市寿町1丁目5番地
府中駅北第2庁舎7階
電 話：042-335-4195
e-mail：kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp

ガイドラインは、

『「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック（東京都福祉保健局）』

『猫の飼い方（東京都福祉保健局）』

その他、近隣自治体等の取組みを参考にさせていただき策定しております。